



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年3月29日(金) 号外(第7号)

目次

	ページ
規則	
○群馬県行政組織規則の一部を改正する規則(総務課)	2
○群馬県事務委任規則の一部を改正する規則(同)	20

規則

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月二十九日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第二十七号

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則

群馬県行政組織規則(昭和三十二年群馬県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「女性相談所」を「女性相談支援センター」に、「第十五款から第十八款まで 削除」を「第十五款 しろがね学園(第六十三条―第六十五条) に、「第二十

二款から第二十四款まで 削除」を「第二十二款 食品安全検査センター(第八十四款 食肉衛生検査所(第八十七条―第九十条) 動物愛護センター(第九十条―第

条―第八十六条) に、「第二十七款 しろがね学園(第九十九条―第一百一条)」を

「第二十七款 削除」に、「第二十九款 食品安全検査センター(第五十五条―第七十款 食肉衛生検査所(第八十条―第九十条) 動物愛護センター(第九十一条―第一百十二

条) を「第二十九款から第三十一款まで 削除」に、「第三十五款 農業技術 第三十六款 蚕糸技術 第三十七款 水産試験 第三十八款 農林大学 第三十九款 鳥獣被害 第四十款 除害 第四十一款 家畜衛生 第四十二款 浅間家畜 第四十三款 畜産試験

センター(第二百二十条―第二百二十三条) センター(第二百二十四条―第二百二十六条) 場(第二百二十七条―第二百二十九条) 校(第二百三十条―第二百三十二条) 対策支援センター(第二百三十二条の二―第二百三十二条の四) 研究所(第二百三十三条―第二百三十五条) 育成牧場(第二百三十六条―第二百三十八条) 場(第二百三十九条―第二百四十一条) を「第三十五款 家畜 第三十六款 農林 第三十七款 浅間 第三十八款 畜産 第三十九款 農業 第四十款 蚕糸技 第四十一款 家畜 第四十二款 水産 第四十三款 鳥獣 削除

衛生研究所(第二百二十条―第二百二十二条) 大学校(第二百二十三条―第二百二十五条) 家畜育成牧場(第二百二十六条―第二百二十八条)

試験場(第二百二十九条―第三十一条) 技術センター(第三十二条―第三十五条) 術センター(第三十六条―第三十八条) 試験場(第三十九条―第四十一条) 被害対策支援センター(第四十一条の二―第四十一条の四) に改める。

第八条第一項中「第四項を除き、」を削り、同項の表知事戦略部の部戦略企画課の項中「連携推進係」を「政策推進係、大学連携係」に改め、同部メディアプロモーション課の項中「ぐんまちゃんプロモーション係」を削り、「tsulunos室」の下に「ぐんまちゃん推進室」を加え、同部デジタルトランスフォーメーション戦略の項中「デジタルトランスフォーメーション戦略課」を「デジタルトランスフォーメーション課」に、「始動係、推進係」を「市町村DX係、庁内DX係、デジタル基盤係」に改め、「Web3推進室」を削り、同部業務プロセス改革課の項を削り、同部グリーンイノベーション推進課の項中「グリーンイノベーション係、カーボンニュートラル実現係、連携推進係」を「戦略推進係、県有施設脱炭素推進係、企業連携係」に改め、同部地域外交課の項中「地域外交第一係、地域外交第二係、国際交流係」を「外交推進第一係、外交推進第二係、国際連携係」に改め、同表総務部の部総務事務管理課の項中「報酬・旅費事務係」を「管理・旅費事務係」に改め、同表生活こども部の部生活こども課の項中「こども未来戦略係」を削り、「児童施設監査係」を「政策推進室」に改め、同部県民活動支援・広聴課の項及び消費生活課の項を削り、同部私学・子育て支援課の項中「私学・子育て支援課」を「こども・子育て支援課」に改め、「私学振興係、」を削り、同項の次に次のように加える。

私学・青少年課 私学振興係、青少年育成係

第八条第一項の表生活こども部の部児童福祉・青少年課の項中「児童福祉・青少年課」を「児童福祉課」に改め、「母子保健係」を削り、「青少年育成係」を「母子保健・障害児支援室」に改め、同部に次のように加える。

Table with 2 columns: 県民活動支援・広聴課 (広聴・案内係、情報公開係、公益法人係、NPO・県民活動推進係) and 消費生活課 (企画指導係、消費者支援・防犯係)

第八条第一項の表健康福祉部の部健康福祉課の項中「地域福祉推進室、福祉人材確保対策室」を「医療・福祉連携推進室」に改め、同部監査指導課の項及び介護高齢課の項を削り、同部感染症・がん疾病対策課の項中「感染症・がん疾病対策課」を「感染症・疾病対策課」に改め、「がん対策推進係」を削り、同部健康長寿社会づくり推進課の項中「医療・介護連携推進係、認知症・地域支援係」を「がん対策推進係」に改め、同部障害政策課の項を削り、同部業務課の項中「新型コロナウイルスセンター」を削り、同部環境森林部の部自然環境課の項中「自然公園係」を「自然公園活性化

化推進室」に改め、同表農政部の部農政課の項中「技術調整係、農協検査指導室」を「有機・循環型農業推進室、家畜防疫対策室」に改め、同部農業構造政策課の項中「農業者育成係、経営資金係」を「農業者育成室、農協検査指導室」に改め、同部技術支援課の項及び蚕糸園芸課の項を次のように改める。

米麦畜産課	畜産経営係、畜産振興係、飼料牧野係、畜産環境係、農産振興室
野菜花き課	野菜係、花き係、野菜・花き技術係、技術支援室

第八条第一項の表農政部の部野菜花き課の項の次に次のように加える。

蚕糸特産課	蚕糸特産係、水産係、果樹係、果樹・特産技術係、鳥獣害対策係
-------	-------------------------------

第八条第一項の表農政部の部畜産課の項を削り、同部農村整備課の項中「、中山間振興係」を削り、同表産業経済部の部地域企業支援課の項中「地場産業係」を「マーケティング支援係」に改め、同部労働政策課の項中「就労支援係、人材確保係、産業人材育成室」を「就労環境整備係、技術人材係、人材活躍支援室」に改め、同表県土整備部の部河川課の項中「川づくり係」の下に「、流域治水係」を加え、同部下水環境課の項中「下水道管理係、財務係」を「流域経営係」に、「流域下水道係」を「流域整備係」に改め、同条第二項の表戦略企画課の部未来創生室の項中「未来創生・風の谷実現係」を「未来創生・官民共創推進係」に改め、同表メディアプロモーション課の部 tsulunos 室の項中「映像プロモーション係」を「映像プロモーション第一係、映像プロモーション第二係」に改め、同部に次のように加える。

ぐんまちゃん推進室	コンテンツ係、プロモーション係
-----------	-----------------

第八条第二項の表デジタルトランスフォーメーション戦略課の部中「デジタルトランスフォーメーション戦略課」を「デジタルトランスフォーメーション課」に改め、同部 Web3 推進室の項を削り、同表業務プロセス改革課の部を削り、同表グリーンイノベーション推進課の部再生可能エネルギー推進室の項中「プロジェクト推進係」を「再生可能エネルギー推進係」に改め、同表生活こども課の部男女共同参画室の項の前に次のように加える。

政策推進室	こども未来戦略係、少子化対策係
-------	-----------------

第八条第二項の表生活こども課の部の次に次のように加える。

児童福祉課	母子保健・障害児支援室	母子保健係、障害児支援係
-------	-------------	--------------

第八条第二項の表健康福祉課の部地域福祉推進室の項を次のように改める。

医療・福祉連携推進室	医療・福祉連携推進係
------------	------------

第八条第二項の表健康福祉課の部福祉人材確保対策室の項を削り、同表感染症・がん疾病対策課の部中「感染症・がん疾病対策課」を「感染症・疾病対策課」に改め、同部感染症危機管理室の項中「感染症危機管理第一係、感染症危機管理第二係、医療係、療養支援係」を「感染症対策係、連携推進係、予防接種係」に改め、同表障害政策課の項及び業務課の項を削り、同表自然環境課の部尾瀬保全推進室の項の前に次のように加える。

自然公園活性化推進室	事業推進係、企画管理係
------------	-------------

第八条第二項の表農政課の部農協検査指導室の項を次のように改める。
有機・循環型農業推進室

有機・循環型農業推進室	有機・中山間係、農業環境・植物防疫係
-------------	--------------------

第八条第二項の表農政課の部に次のように加える。

家畜防疫対策室	防疫第一係、防疫第二係
---------	-------------

第八条第二項の表技術支援課の部及び畜産課の部を次のように改める。

農業構造政策課	農業者育成室	経営技術係、農業者育成係、経営資金係
	農協検査指導室	農協経営係、農協検査係
米麦畜産課	農産振興室	農産係、農畜産技術災害係

第八条第二項の表米麦畜産課の部の次に次のように加える。

野菜花き課	技術支援室	普及係、技術調整係
-------	-------	-----------

第八条第二項の表産業政策課の部産業戦略室の項中「新事業推進係、イベント産業振興係」を「未来産業政策係、新事業推進係」に改め、同表地域企業支援課の部ものづくりイノベーション室の項中「マーケティング支援係」を「地場産業係」に改め、同表労働政策課の部産業人材育成室の項を次のように改める。

人材活躍支援室	リスキリング推進係、次世代人材係
---------	------------------

第八条第三項中「スポーツ局」の下に「、健康福祉部に福祉局」を加え、同条第四項中「係、室又はセンター(以下この項において「係等」という。)」を「係等」に改め、同項の表スポーツ局の部スポーツ振興課の項中「、国民スポーツ大会準備室」

を削り、同部に次のように加える。

湯けむり国スポ・全スポぐんま準備課	総務企画係、施設調整係、競技運営係、冬季大会係
-------------------	-------------------------

第八条第四項の表スポーツ局の部に次のように加える。

福祉局	地域福祉課	地域福祉係、保護係、援護係、福祉人材確保対策室
	監査指導課	監査指導第一係、監査指導第二係、監査指導第三係、監査指導第四係
	介護高齢課	企画・介護保険係、福祉施設係、保健・居住施設係、居宅サービス係、認知症・地域支援係
	障害政策課	社会参加推進係、支援調整係、地域生活支援係、施設利用支援係、精神保健室

第八条第四項の表戦略セールの部のeスポーツ・クリエイティブ推進課の項中「クリエイティブ推進係、クリエイティブ拠点係、映像制作サポート係」を「クリエイティブ人材係、施設活用係、クリエイティブ拠点化推進室」に改め、同条第五項の表スポーツ振興課の部を次のように改める。

地域福祉課	福祉人材確保対策室	人材確保係
-------	-----------	-------

第八条第五項の表地域福祉課の部に次のように加える。

障害政策課	精神保健室	精神保健・発達支援係、精神医療係
-------	-------	------------------

第八条第五項の表に次のように加える。

eスポーツ・クリエイティブ推進課	クリエイティブ拠点化推進室	拠点化推進係、映像制作サポート係
------------------	---------------	------------------

第八条第六項を次のように改める。

6 農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)第十二条第二項各号で定める事務を処理させるため、農業構造政策課に置く農業者育成室に経営技術係を、米麦畜産課に置く農産振興室に農畜産技術災害係を、野菜花き課に野菜・花き技術係を、同課に置く技術支援室に普及係を、蚕糸特産課に果樹・特産技術係を置く。

第十二条の二戦略企画課の項第八号中「ぐんま地域・大学連携協議会」を「県内大学連携」に改め、同条メディアプロモーション課の項に次の一号を加える。

十 メディア連携推進に関すること。

第十二条の二デジタルトランスフォーメーション戦略課の項中「デジタルトランスフォーメーション戦略課」を「デジタルトランスフォーメーション課」に改め、第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 行政改革の推進に関すること。

第十二条の二デジタルトランスフォーメーション課の項に次の六号を加える。

六 地域情報化の総合調整及び推進に関すること。

七 情報システムの開発及び運用に係る総合調整に関すること。

八 群馬県庁情報通信ネットワークの運用に関すること。

九 行政情報化の総合調整及び推進に関すること。

十 情報セキュリティに関すること。

十一 社会保障・税番号制度(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。

第十二条の二業務プロセス改革課の項を削り、同条グリーンイノベーション推進課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 県有施設脱炭素化推進に係る総合調整に関すること。

第十二条の二グリーンイノベーション推進課の項第四号を削り、同項第五号中「気候変動適応策」の下に「に係る総合調整」を加え、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 電動車の普及に関すること。

第十三条総務事務管理課の項に次の一号を加える。

十三 庶務事務システム、旅費精算システム及び文書管理システムの開発、運用及び管理に関すること。

第十三条の二文化財保護課の項第二号中「解除」の下に「並びに登録及び抹消」を加え、同条スポーツ振興課の項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、第二十四号を削り、同条に次のように加える。

湯けむり国スポ・全スポぐんま準備課

一 第八十三回国民スポーツ大会及び第二十八回全国障害者スポーツ大会に関すること。

二 第七十九回国民スポーツ大会冬季大会に関すること。

第十三条の二の二生活こども課の項第十二号中「女性相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同項第十九号を削り、同条県民活動支援・広聴課の項及び消費生活課の項を削り、同条私学・子育て支援課の項中「私学・子育て支援課」を「こども・子育て支援課」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「施行」の下に「(他課の主管に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「施行」の下に「(他課の主管に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同

項の次に次のように加える。

私学・青少年課

一 私立学校その他学事(教育委員会の主管に属するものを除く。)に関すること。

二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。

三 子ども・子育て支援法の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。

四 子ども・若者育成支援推進法の施行に関すること。

五 青少年総合対策の企画及び連絡調整に関すること。

六 青少年の健全育成に関すること。

七 青少年育成推進員に関すること。

八 青少年の非行防止及び風俗環境の浄化に関すること。

九 群馬県青少年健全育成条例の施行に関すること。

十 青少年健全育成審議会に関すること。

十一 県立学校又は私立学校におけるいじめによる重大事態に係る調査に関すること。

第十三条の二の二児童福祉・青少年課の項中「児童福祉・青少年課」を「児童福祉課」に改め、同項第十六号から第二十号までを次のように改める。

十六 障害者福祉(障害児に係るものに限る。)の総合企画に関すること。

十七 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関すること(障害児に係るものに限る。)

十八 発達障害者支援法の施行に関すること(発達障害児に係るものに限る。)

十九 小児等在宅医療に関すること。

二十 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に関すること。

第十三条の二の二児童福祉課の項中第二十一号から第二十三号までを削り、第二十四号を第二十一号とし、第二十五号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 しるがね学園に関すること。

第十三条の二の二児童福祉課の項第二十六号を同項第二十四号とし、同項の次に次のように加える。

県民活動支援・広聴課

一 広聴に関すること。

二 案内業務及び県民センターの運営に関すること。

三 群馬県民の日に関すること。

四 公益通報者保護制度(総務課の主管に属するものを除く。)に関すること。

五 行政対象暴力対策に関すること。

六 情報公開に関すること。

七 個人情報保護に関すること。

八 宗教法人に関すること。

九 公益社団法人及び公益財団法人に関すること。

十 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百十三条第一項に規定する移行法人に関すること。

十一 公益信託(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。

十二 NPO活動及び協働の推進に関すること。

十三 特定非営利活動法人に関すること。

十四 NPO・ボランティアアサロンぐんまに関すること。

消費生活課

一 消費者行政に関すること。

二 消費生活協同組合に関すること。

三 不当景品類及び不当表示防止法の施行(他課の主管に属するものを除く。)

に関すること。

四 消費生活用製品安全法の施行に関すること。

五 家庭用品品質表示法の施行に関すること。

六 割賦販売法の施行に関すること。

七 特定商取引に関する法律の施行に関すること。

八 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の施行に関すること。

九 金融広報に関すること。

十 国民生活安定緊急措置法及び生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の施行に関すること。

十一 群馬県消費生活条例の施行に関すること。

十二 群馬県消費生活センターの設置及び管理に関する条例に定める消費生活センターの運営に関すること。

十三 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。

十四 消費者教育に関すること。

十五 消費生活に係る商品のテストに関すること。

十六 消費生活に関する資料の展示に関すること。

十七 消費生活に関する資料及び情報の収集及び提供に関すること。

十八 事業者指導に関すること。

十九 防犯推進に関すること。

第十三条の三健康福祉課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号から第十号までを削り、第十一号を第六号とし、第十二号から第十六号までを削り、第十七号を第七号とし、第十八号から第二十号までを削り、第二十一号を第八号とし、同項に次の二号を加える。

九 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の施行(地域包括ケアシステムの構築に関することに限る。)に関する事。

十 在宅医療の推進(他課の主管に属するものを除く。)及び在宅医療・介護連携推進に関する事。

第十三条の三 監査指導課の項及び介護高齢課の項を削り、同条感染症・がん疾病対策課の項「感染症・がん疾病対策課」を「感染症・疾病対策課」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号中「(新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。)」を削り、同号を同項第四号とし、同項第六号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同条健康長寿社会づくり推進課の項中第八号から第十二号までを削り、同項に次の一号を加える。

八 がん対策基本法及び群馬県がん対策推進条例の施行に関する事。

第十三条の三 障害政策課の項を削り、同条業務課の項第十九号を削り、同項第二十九号を同項第十九号とし、同条国保援護課の項中「国保援護課」を「国保医療課」に改め、同項第十二号から第十七号までを削り、同条に次のように加える。

地域福祉課

一 社会福祉法(他課の主管に属するものを除く。)の施行に関する事。

二 社会福祉施設整備(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。

三 地域福祉の振興に関する事。

四 社会福祉関係職員の確保及び育成に関する事(他課の主管に属するものを除く。)

五 群馬県介護福祉士修学資金貸与条例の施行に関する事。

六 喀痰吸引等業務(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。

七 民生委員法の施行に関する事。

八 生活保護法の施行に関する事。

九 生活困窮者自立支援法の施行に関する事。

十 行旅病人及行旅死亡人取扱法の施行に関する事。

十一 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の施行に関する事。

十二 群馬県地域福祉基金及び群馬県福祉積立基金に関する事。

十三 群馬県社会福祉総合センターに関する事。

十四 群馬県福祉マンパワーセンターに関する事。

十五 群馬県社会福祉事業団に関する事。

十六 旧軍人軍属等の恩給に関する事。

十七 戦傷病者等の援護に関する事。

十八 引揚者の受入れ及び定着援護に関する事。

十九 未帰還者等の調査及び究明に関する事。

二十 戦没者等の遺族に対する援護に関する事。

二十一 戦没者等の慰霊に関する事。

監査指導課

一 社会福祉法人、社会福祉連携推進法人及び社会福祉施設の指導及び監査(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。

二 介護保険施設の指導及び監査等(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。

三 医療機関立入検査(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく事業者及び施設の指導及び監査(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。

五 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指導及び監査等(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。

介護高齢課

一 老人福祉法の施行に関する事。

二 長寿社会対策の企画及び総合調整に関する事。

三 高齢者保健福祉計画に関する事。

四 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人に関する事(他課の主管に属するものを除く。)

五 群馬県長寿社会づくり財団(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。

六 老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の整備に関する事。

七 介護保険法の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。

八 介護保険法施行法の施行に関する事。

九 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行(サービス付き高齢者向け住宅の運営基準に係るものに限る。)に関する事。

十 介護人材の確保及び育成に関する事(他課の主管に属するものを除く。)

十一 認知症施策に関する事。

十二 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関する事。

十三 他課の主管に属しない高齢者保健福祉対策に関する事。

障害政策課

一 障害者福祉(他課の主管に属するものを除く。)の総合企画に関する事。

二 障害者基本法(他課の主管に属するものを除く。)の施行に関する事。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事(他課の主管に属するものを除く。)

四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関する事(他課の主管に属するものを除く。)

五 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施

行に関すること。

六 身体障害者福祉法の施行に関すること。

七 知的障害者福祉法の施行に関すること。

八 発達障害者支援法の施行に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

九 特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の施行（障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に係るものに限る。）に関すること。

十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関すること。

十一 精神科病院の指導に関すること。

十二 人によさしい福祉のまちづくり条例の施行に関すること。

十三 心身障害者扶養共済制度に関すること。

十四 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

十五 心身障害者福祉センターに関すること。

十六 発達障害者支援センターに関すること。

十七 精神障害者援護寮に関すること。

十八 こころの健康センターに関すること。

十九 県立障害者リハビリテーションセンターに関すること。

二十 県立点字図書館に関すること。

二十一 県立義肢製作所に関すること。

二十二 群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザに関すること。

二十三 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等の指導に関すること。

二十四 群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の施行に関すること。

二十五 群馬県手話言語条例の施行（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。

二十六 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。

二十七 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。

二十八 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

二十九 他課の主管に属しない障害者福祉に関すること。

第十四条自然環境課の項第九号中「クレー射撃場」を「安中総合射撃場」に改め、同条林政課の項中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第三十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条林業振興課の項第二号中「（高性能林業機械等を除く。）」を削り、同条森林保全課の項中第十号を第十一号とし、第四号から

第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 流域治水（環境森林部の主管に属するものに限る。）に関すること。

第十五条農政課の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号及び第十号を削り、同項に次の十七号を加える。

七 有機農業及び環境負荷低減・資源循環型農業の推進に関すること。

八 群馬県中山間地域ふるさと農村活性化基金に関すること。

九 グリーンツーリズムに関すること。

十 振興山村及び特定農山村地域の振興対策に関すること。

十一 中山間地域等直接支払制度に関すること。

十二 中山間地域の農業農村の振興に関すること。

十三 肥料に関すること。

十四 地力増進対策に関すること。

十五 農用地土壌汚染対策に関すること。

十六 植物防疫に関すること。

十七 農薬に関すること。

十八 病害虫防除所に関すること。

十九 家畜防疫及び家畜衛生に関すること。

二十 獣医事に関すること。

二十一 動物薬事に関すること。

二十二 家畜保健衛生所に関すること。

二十三 家畜衛生研究所に関すること。

第十五条農業構造政策課の項第二十号中「育成」の下に「及び農村女性の活動支援」を加え、同項中第二十一号及び第二十二号を削り、第二十三号を第二十一号とし、第二十四号を第二十二号とし、第二十五号を第二十三号とし、同項に次の六号を加える。

二十四 農業経営に関する技術改善及び普及に関すること。

二十五 農業経営に関する技術指導等についての調査研究に関すること。

二十六 担い手及び農業経営に関する普及指導員の研修に関すること。

二十七 農事組合法人に関すること。

二十八 農業協同組合及び農業協同組合連合会の指導監督及び検査に関すること。

二十九 農業共済団体の指導監督及び検査に関すること。

第十五条技術支援課の項及び蚕糸園芸課の項を次のように改める。

米麦畜産課

一 家畜畜産物の生産及び流通に関すること。

二 畜産経営の改善に関すること。

三 家畜畜産物及び飼料の安全に関すること。

四 家畜、家さん及び蜜蜂の改良増殖に関すること。

- 五 飼料の生産及び流通改善に関すること。
 - 六 流通飼料の検査に関すること。
 - 七 牧野の利用奨励に関すること。
 - 八 家畜市場及び家畜商に関すること。
 - 九 畜産環境の保全に関すること。
 - 十 畜産関係団体の指導に関すること。
 - 十一 浅間家畜育成牧場に関すること。
 - 十二 畜産試験場に関すること。
 - 十三 群馬県馬事公苑えんに関すること。
 - 十四 米麦等の生産に関すること。
 - 十五 米の需給調整及び適正流通に関すること。
 - 十六 水田農業の経営安定対策に関すること。
 - 十七 米麦大豆の種子及び種苗に関すること。
 - 十八 農産物検査に関すること。
 - 十九 農業の機械化及び農作業安全対策の推進に関すること。
 - 二十 農漁業災害対策に関すること。
 - 二十一 畜産及び普通作物に関する普及指導員の研修に関すること。
 - 二十二 畜産及び普通作物に関する技術改善及び普及に関すること。
 - 二十三 畜産及び普通作物に関する技術指導等についての調査研究に関すること。
 - 二十四 畜産及び普通作物に関する生産履歴指導に関すること。
- 野菜花き課
- 一 野菜及び花きの生産に関すること。
 - 二 野菜、花きの種子及び種苗に関すること。
 - 三 ぐんまフラワーパークに関すること。
 - 四 協同農業普及事業に関すること。
 - 五 野菜、花き、環境負荷低減及び普及方法に関する普及指導員の研修に関すること。
 - 六 普及活動支援事業に関すること。
 - 七 農業共済保険審査会に関すること。
 - 八 野菜、花き及び環境負荷低減に関する技術改善及び普及に関すること。
 - 九 野菜、花き及び環境負荷低減に関する技術指導等についての調査研究に関すること。
 - 十 野菜及び花きに関する生産履歴指導に関すること。
 - 十一 農業技術センターに関すること。
- 第十五条野菜花き課の項の次に次のように加える。
- 蚕糸特産課
- 一 蚕糸業の振興に関すること。

- 二 日本絹の里に関すること。
- 三 特用作物の生産に関すること。
- 四 水産業の振興に関すること。
- 五 内水面漁場管理委員会に関すること。
- 六 蚕糸技術センター及び水産試験場に関すること。
- 七 果樹の生産に関すること。
- 八 果樹、工芸作物の種子及び種苗に関すること。
- 九 果樹、工芸作物及び病害虫に関する普及指導員の研修に関すること。
- 十 果樹、工芸作物及び病害虫に関する技術改善及び普及に関すること。
- 十一 果樹、工芸作物及び病害虫に関する技術指導等についての調査研究に関すること。
- 十二 果樹、工芸作物及び病害虫に関する生産履歴指導に関すること。
- 十三 有害鳥獣対策に関すること。
- 十四 鳥獣被害対策支援センターに関すること。
- 十五 畜産課の項を削り、同条農村整備課の項第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、第二十号から第二十二号までを削り、第二十三号を第十九号とし、第二十四号を第二十号とし、第二十五号を削る。
- 第十六 畜産政策課の項中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。
- 第十七 次代を見据えた産業構造の強化に関すること。
- 第十八 産業界政策課の項第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、同条地域企業支援課の項第十四号から第十八号までを次のように改める。
- 十九 販路支援に関すること。
- 二十 産業デザインに関すること。
- 二十一 工業の振興に関すること。
- 二十二 ものづくり支援(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- 二十三 総合科学技術の振興(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- 二十四 地域企業支援課の項第二十号から第二十三号までを次のように改める。
- 二十五 県試験研究(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- 二十六 地場産業の振興に関すること。
- 二十七 伝統的工芸品産業の振興に関すること。
- 二十八 鉱業法及び鉱山保安法の施行に関すること(他課の主管に属するものを除く。)
- 二十九 労働政策課の項第十一号中「女性・若者就職支援」を「女性就職支援」に改め、同条第十三号から第十九号までを次のように改める。
- 三十 職業能力開発団体に関すること。
- 三十一 職業訓練指導員に関すること。

（業務）

第五十五条 三山寮は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第二条に規定する困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあつては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族）を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。

第五十六条中「群馬県婦人保護施設設置条例（昭和三十三年群馬県条例第五号）」を「群馬県女性自立支援施設設置条例（令和六年群馬県条例第十号）」に改める。
第三章第二節第十五款から第十八款までを次のように改める。

第十五款 しろがね学園

（業務）

第六十三条 しろがね学園は、児童福祉の向上を図るため、次の業務を行う。

- 一 児童福祉法第七条第二項に規定する障害児入所支援を行うこと。
- 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第八項に規定する短期入所を行うこと。
- 三 その他児童福祉の向上を図るために必要な業務

（名称及び位置）

第六十四条 群馬県立しろがね学園の設置及び管理に関する条例（平成十五年群馬県条例第十八号）に定めるしろがね学園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	群馬県立しろがね学園
位置	前橋市

（内部組織）

第六十五条 しろがね学園に総務給食係、発達支援係、わかば寮援助係、つぼみ寮援助係及びこのみ寮援助係を置く。

2 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。

総務給食係

- 一 庶務に関すること。
- 二 栄養、給食等に関すること。
- 三 学園の運営管理に関すること。
- 発達支援係

一 療育支援に関すること。

二 保健衛生、健康管理等に関すること。

三 児童短期入所事業に関すること。

四 地域療育に関すること。

わかば寮援助係

- 一 中軽度障害児童の入退園、自立援助等に関すること。
- 二 中軽度障害児童の家庭及び関係機関との連絡調整等に関すること。
- 三 その他児童関係業務（他係の主管に属するものを除く。）に関すること。

つぼみ寮援助係

- 一 中軽度障害児童の入退園、自立援助等に関すること。
- 二 中軽度障害児童の家庭及び関係機関との連絡調整等に関すること。

このみ寮援助係

- 一 重度障害児童の入退園、生活援助等に関すること。
- 二 重度障害児童の家庭及び関係機関との連絡調整等に関すること。

第六十六条から第七十四条まで 削除

第六十六条から第七十四款まで 削除
第七十八条第二項食品監視係の項第四号中「蚕糸園芸課」を「米麦畜産課」に改める。

第三章第二節第二十二款から第二十四款までを次のように改める。

第二十二款 食品安全検査センター

（業務）

第八十四条 食品安全検査センターは、食品、医薬品その他食品に関する物（以下「食品に関する物」という。）の安全性の確保に資するため、次の業務を行う。

- 一 食品に関する物の安全性に係る試験検査に関すること。
- 二 食品の安全性及び試験法に関する調査研究に関すること。
- 三 食品に関する物の安全性に関する情報の収集、解析及び提供に関すること。
- 四 民間検査機関の育成及び技術支援に関すること。

（名称及び位置）

第八十五条 食品安全検査センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	群馬県食品安全検査センター
位置	前橋市

（内部組織）

第八十六条 食品安全検査センターに食品・医薬品検査係、残留農薬検査係及び食品微生物検査係を置く。

2 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。

食品・医薬品検査係

一 庶務に関すること。

二 食品に関する物の検査業務の企画及び調整に関すること。

三 遺伝子組換え食品、食品中、器具中及び容器包装中の重金属、食品中の放射性物質、畜水産物中に残留する動物用医薬品、食品に残留するPCB、牛乳の成分規格（理化学検査に限る。）並びに食品中の異物等に係る試験検査及び調

- 一 査研究に關すること。
- 二 食品添加物、健康食品、医薬品、医療用具、家庭用品等に關する試験検査に關すること。
- 三 食品添加物及び健康食品に關する調査研究に關すること。
- 四 残留農薬検査係
- 一 食品に残留する農薬等に關する試験検査に關すること。
- 二 前号に掲げる物質に關する調査研究に關すること。
- 三 試験検査に係る精度管理業務に關すること。
- 四 食品に關する物の安全性に關する情報の収集及び提供に關すること。

食品微生物検査係

- 一 食品に關する物の微生物に係る試験検査及び調査研究に關すること(衛生環境研究所の主管に屬するものを除く。)
- 二 食品中のアレルゲンに係る試験検査及び調査研究に關すること。

第二十三款 食肉衛生検査所

(業務)

第八十七条 食肉衛生検査所は、次の業務を行う。

- 一 と畜検査に關すること。
- 二 食鳥検査に關すること。
- 三 食肉衛生に關すること。
- 四 輸出食肉に關すること。

(名称、位置及び所管区域)

第八十八条 機関設置条例第十一条に定める食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
群馬県食肉衛生検査所	佐波郡玉村町	群馬県の区域(地域の保健法第五条第一項の規定により保健所を設置する市の区域を除く。)

(内部組織)

第八十九条 食肉衛生検査所に総務企画係、輸肉食肉検査係、食肉検査第一係、食肉検査第二係、食鳥検査係、細菌検査係及び理化学・病理検査係を置く。

2 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画係

- 一 庶務に關すること。
- 二 と畜検査及び食鳥検査の業務の企画及び調整に關すること。
- 三 野生鳥獣衛生処理施設登録制度に關すること。

輸肉食肉検査係

- 一 輸肉食肉の検査及び手続に關すること。
- 二 輸肉食肉を取り扱うと畜場及びその附属施設の衛生指導に關すること。
- 三 輸出食肉を取り扱うと畜場におけると畜検査に關すること。
- 四 食肉検査第二係
- 一 と畜場(佐波郡玉村町に位置すると畜場に關する。ただし、食肉検査第一係の主管に屬するものを除く。)
- 二 と畜場(佐波郡玉村町に位置すると畜場に關する。ただし、食肉検査第一係の主管に屬するものを除く。)
- 三 と畜場(食肉検査第一係の主管に屬するものを除く。)

食鳥検査係

- 一 食鳥処理場及びその附属施設の衛生指導に關すること。
- 二 食鳥処理場における食鳥検査に關すること。
- 三 認定小規模食鳥処理業者の指導監督に關すること。
- 四 食鳥処理場の衛生管理における外部検証に關すること。

細菌検査係

- 一 と畜検査、食鳥検査及び外部検証に係る細菌学的検査に關すること。
- 二 TSEスクリーニング検査に關すること。
- 三 微生物に係る調査研究に關すること。
- 四 理化学・病理検査係
- 一 と畜検査及び食鳥検査に係る理化学的検査に關すること。
- 二 食品衛生法に基づく食肉中残留物質の検査に關すること。
- 三 試験検査の精度管理に關すること。
- 四 理化学に係る調査研究に關すること。
- 五 と畜検査及び食鳥検査に係る病理学的検査に關すること。
- 六 病理に係る調査研究に關すること。

第二十四款 動物愛護センター

(業務)

第九十条 動物愛護センターは、動物の愛護及び管理並びに狂犬病の予防に關する業務を行う。

(名称及び位置)

第九十一条 動物愛護センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
群馬県動物愛護センター	佐波郡玉村町

(内部組織)

八 農村地域への産業の導入の促進等に関すること。
 九 補助対象財産適正利用推進に関すること。
 十 遊休農地対策に関すること。
 十一 農業協同組合の指導に関すること。
 十二 農業金融に関すること。
 第一百十九条の三第九項園芸指導係の項に次の二号を加える。
 三 花き及び果樹の振興に関すること。
 四 環境負荷低減・資源循環型農業（花き及び果樹に係るものに限る。）に関すること。
 第一百十九条の三第九項野菜指導係の項に次の二号を加える。
 二 野菜の振興に関すること。
 三 環境負荷低減・資源循環型農業（野菜に係るものに限る。）に関すること。
 第一百十九条の三第九項生産指導係の項第二号中「耕種農業」を「普通作物」に改め、同条第九項生産指導係の項に次の二号を加える。
 四 野菜、普通作物及び工芸作物の振興に関すること。
 五 環境負荷低減・資源循環型農業（野菜、普通作物及び工芸作物に係るものに限る。）に関すること。
 第一百十九条の三第九項長野原係及び尾瀬係の項第一号中「農業技術」を「野菜、花き及び果樹に関する技術」に改め、同条第九項長野原係及び尾瀬係の項に次の二号を加える。
 二 野菜、花き及び果樹の振興に関すること。
 三 環境負荷低減・資源循環型農業（野菜、花き及び果樹に係るものに限る。）に関すること。
 第一百十九条の三第十一項中「同項野菜指導係の項第一号」を「同項野菜指導係の項各号」に改める。
 第三章第二節第三十五款から第四十三款までを次のように改める。
 第三十五款 家畜衛生研究所
 （業務）
 第一百二十条 家畜衛生研究所は、次の業務を行う。
 一 家畜保健衛生所が行う病性鑑定、検査、試験等の技術的調整に関すること。
 二 家畜疾病の病性鑑定に関すること。
 三 家畜衛生に係る試験研究及び調査に関すること。
 四 その他病性鑑定技術の研修及び家畜衛生の向上に関すること。
 （名称及び位置）
 第一百二十一条 家畜衛生研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
----	----

群馬県家畜衛生研究所
 前橋市
 （内部組織）
 第一百二十二条 家畜衛生研究所に微生物係、遺伝子検査係及び病理生化学係を置く。
 2 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。
 微生物係
 一 庶務に関すること。
 二 家畜保健衛生所が行う病性鑑定、検査等の技術調整に関すること。
 三 病性鑑定（ウイルス及び細菌の培養試験及び抗体検査に係るものに限る。）に関すること。
 四 家畜衛生（ウイルス及び細菌の培養試験及び抗体検査に係るものに限る。）に係る試験研究、調査及び技術の向上に関すること。
 五 伝染病予防関連業務に関すること。
 遺伝子検査係
 一 病性鑑定（ウイルス及び細菌の遺伝子検査に係るものに限る。）に関すること。
 二 家畜衛生（ウイルス及び細菌の遺伝子検査に係るものに限る。）に係る試験研究、調査及び技術の向上に関すること。
 病理生化学係
 一 病性鑑定（病理、生化学及びBSE検査に係るものに限る。）に関すること。
 二 家畜衛生（病理、生化学及びBSE検査に係るものに限る。）に係る試験研究、調査及び技術の向上に関すること。
 三 家畜衛生情報に関すること。
 四 飼料検査に関すること。
 第三十六款 農林大学校
 （業務）
 第一百二十三条 農林大学校は、次の業務を行う。
 一 農林業についての高度な知識及び技術の教育に関すること。
 二 農林業に従事する青年、地域リーダー等の研修に関すること。
 三 農林業指導職員の研修に関すること。
 四 農林業に関する資料等の展示に関すること。
 五 農業機械技術者の養成及び訓練並びに農業機械化の促進に関すること。
 （名称及び位置）
 第一百二十四条 群馬県立農林大学の設置及び管理に関する条例（昭和五十七年群馬県条例第四十三号）に定める農林大学の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
----	----

群馬県立農林大学校	高崎市
-----------	-----

(内部組織)

第二百二十五条 農林大学校に農林部及び研修部を置き、次の表の上欄に掲げる部にそれぞれ同表の下欄に掲げる学科及び係を置く。

部名	学科及び係名
農林部	総務係、教務係、農業経営学科、農林業ビジネス学科
研修部	就農支援係

2 前項に定める農林部及び研修部の学科及び係の分掌事務は、次のとおりとする。

総務係

- 一 庶務に関すること。
- 二 農林大学の運営管理に関すること。
- 三 研修館、農村婦人の家及び農林展示学習館に関すること。

教務係

- 一 学生教育の企画運営に関すること。
- 二 学生の健康管理、学生に対する相談及び指導その他教務に関すること。

農業経営学科

- 一 野菜コース、花き・果樹コース及び酪農肉牛コースに係る実践教育に関すること。

- 二 社会人コースの実践教育に関すること。
- 三 生産施設の運営に関すること。
- 四 学生教育の運営に関すること。

農林業ビジネス学科

- 一 農と食のビジネスコースに係る実践教育に関すること。
- 二 森林コースに係る実践教育に関すること。
- 三 生産施設の運営に関すること。
- 四 学生教育の運営に関すること。

就農支援係

- 一 就農希望者及び担い手支援に係る研修に関すること。
- 二 農林業の公開講座に関すること。
- 三 農業機械教育及び技術研修に関すること。

(業務)

第二百二十六条 浅間家畜育成牧場は、家畜の改良増殖を図り、畜産の振興に資するた

めの業務を行う。

(名称及び位置)

第二百二十七条 浅間家畜育成牧場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
群馬県浅間家畜育成牧場	吾妻郡長野原町

(内部組織)

第二百二十八条 浅間家畜育成牧場に牧場運営係、家畜係及び飼料係を置く。

2 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。

牧場運営係

- 一 庶務に関すること。
- 二 場の運営管理に関すること。
- 三 財産管理に関すること。

家畜係

- 一 家畜の育成及び飼養管理に関すること。
- 二 家畜の改良、人工授精及び受精卵移植に関すること。
- 三 飼養・繁殖管理技術の伝習指導に関すること。

飼料係

- 一 飼料作物の生産及び貯蔵並びに給与に関すること。
- 二 放牧採草地の管理に関すること。
- 三 飼料生産利用技術の伝習指導に関すること。

第三十八款 畜産試験場

(業務)

第二百二十九条 畜産試験場は、畜産の振興を図るため、次の業務を行う。

- 一 家畜飼養管理技術についての試験研究及び調査に関すること。
- 二 家畜の改良及び繁殖についての試験研究及び調査に関すること。
- 三 飼料作物の栽培、利用及び飼料についての試験研究及び調査に関すること。
- 四 畜産環境の保全並びに草地及び飼料作物の土壌肥料及び病害虫についての試験研究及び調査に関すること。
- 五 種畜、種鶏、家畜人工授精用精液、家畜受精卵等の生産及び配布に関すること。

六 畜産試験場研究生に関すること。

七 地域共同開発の推進に関すること。

八 その他畜産関係の試験研究、調査及び指導に関すること。

九 家畜衛生研究所に係る予算の執行に関すること。

(名称及び位置)

第三十条 畜産試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

群馬県畜産試験場	名称	位置
	前橋市	

(内部組織)

第三十一条 畜産試験場に総務係、飼料環境係、酪農係、肉牛係、繁殖技術係、養豚係及び養鶏係を置く。

2 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。

総務係

- 一 庶務に関すること。
- 二 場の企画運営に関すること。
- 三 家畜衛生研究所に係る予算の執行に関すること。
- 四 試験研究の調整、進捗管理及び研究成果の普及に関すること。
- 五 共同研究の推進及び技術研修員等に関すること。

飼料環境係

- 一 飼料作物の品種育成、栽培及び利用についての試験研究及び調査に関すること。
- 二 草地についての試験研究及び調査に関すること。
- 三 飼料作物及び草地に係る機械利用、土壌肥料及び病害虫についての試験研究及び調査に関すること。
- 四 飼料分析に関すること。
- 五 畜産環境の保全についての試験研究及び調査に関すること。

酪農係

- 一 乳牛等の飼養管理技術についての試験研究及び調査に関すること。
- 二 乳牛等の改良についての試験研究及び調査に関すること。
- 三 乳牛等の能力検定に関すること。

肉牛係

- 一 肉牛等の飼養管理技術についての試験研究及び調査に関すること。
- 二 肉牛等の能力検定に関すること。

繁殖技術係

- 一 牛の繁殖技術及びその周辺技術についての試験研究及び調査に関すること。
- 二 牛の受精卵の生産及び配布に関すること。
- 三 肉牛等の改良並びに子牛の生産及び供給に関すること。

養豚係

- 一 豚等の飼養管理技術についての試験研究及び調査に関すること。
- 二 豚等の改良及び繁殖についての試験研究及び調査に関すること。

- 三 豚等の能力検定に関すること。
- 四 種豚及び豚の人工授精用精液の生産及び配布に関すること。

養鶏係

- 一 鶏等の飼養管理技術についての試験研究及び調査に関すること。
- 二 鶏等の改良及び繁殖についての試験研究及び調査に関すること。
- 三 鶏等の能力検定に関すること。
- 四 種鶏及び種卵の生産及び配布に関すること。

(業務)

第三十二条 農業技術センターは、農業の振興を図るため、次の業務を行う。

- 一 作物の品種育成、優良種苗の配布及び栽培についての試験研究及び調査に関すること。
- 二 地力及び環境保全についての試験研究及び調査に関すること。
- 三 農業用機械、施設及び資材の改良、開発及び利用についての試験研究及び調査に関すること。
- 四 作物の病害虫の発生予察及び病害虫防除についての試験研究及び調査に関すること。
- 五 作物の土壌肥料についての試験研究及び調査に関すること。
- 六 作物に係るバイオテクノロジー及び遺伝資源についての試験研究及び調査に関すること。
- 七 農畜産物の成分分析並びに農作物の加工及び利用についての試験研究及び調査に関すること。
- 八 農産物等の放射性物質及び豚熱対策等に係るイノシシの検査に関すること。
- 九 農業技術センター研究生に関すること。
- 十 地域共同開発の推進に関すること。
- 十一 その他農業関係の試験研究、調査及び指導に関すること(他の農業関係試験場の主管に属するものを除く。)

(名称及び位置)

第三十三条 農業技術センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

群馬県農業技術センター	名称	位置
	伊勢崎市	

- 2 農業技術センターに必要な応じ研究センターを置く。
- 3 前項の研究センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

群馬県農業技術センター稲麦研究センター	名称	位置
	前橋市	

群馬県農業技術センター中山間地園芸研究センター	沼田市
群馬県農業技術センター東部地域研究センター	館林市
群馬県農業技術センター高冷地野菜研究センター	吾妻郡嬭恋村
群馬県農業技術センターこんにやく特産研究センター	渋川市

(内部組織)

第三十四条 農業技術センターに次の表の上欄に掲げる部を置き、当該部にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

部名	係名
企画部	総務係、機械施設連携係、分析・加工係
環境部	土壌保全係、病害虫係、発生予察係
園芸部	野菜第一係、野菜第二係、野菜第三係、果樹係、花き係

2 前項に定める係及び前条第三項に規定する研究センターの分掌事務は、次のとおりとする。

総務係

- 一 庶務に関すること。
- 二 センターの企画運営に関すること。

機械施設連携係

- 一 試験研究の調整、進行管理及び研究成果の普及に関すること。
- 二 地域共同開発及び共同研究の推進並びに研究生等に関すること。
- 三 農業機械、施設及び資材の改良、開発及び利用についての試験研究及び調査に関すること。

四 作付け体系及び農作業体系についての試験研究及び調査に関すること。

五 農業機械及び施設の性能検定に関すること。

分析・加工係

- 一 農畜産物の成分分析に関すること。
- 二 農産物の加工利用技術についての試験研究及び調査に関すること。
- 三 農産物等の放射性物質の検査に関すること。
- 四 豚熱対策等に係るイノシシの検査に関すること。

土壌保全係

- 一 地力保全についての試験研究及び調査に関すること。
- 二 土壌生産力についての試験研究及び調査に関すること。
- 三 農作物栄養生理についての試験研究及び調査に関すること。
- 四 新肥料についての試験研究及び調査に関すること。

- 五 農業に係る公害についての試験研究及び調査に関すること。
- 六 農業に係る自然環境についての試験研究及び調査に関すること。
- 七 農業残留対策についての試験研究及び調査に関すること。

病害虫係

- 一 農作物の病害虫防除についての試験研究及び調査に関すること。

発生予察係

- 一 病害虫発生予察の実施に関すること。
- 二 病害虫防除についての企画に関すること(試験研究に限る。)
- 三 病害虫防除員に関すること。
- 四 市町村、農業者又はその組織する団体が行う病害虫防除の技術支援及び協力に関すること。

五 病害虫防除に必要な薬剤及び器具の管理に関すること。

野菜第一係

- 一 野菜の品種育成についての試験研究及び調査に関すること。
- 二 作物のバイオテクノロジーについての試験研究及び調査に関すること。

野菜第二係

- 一 野菜の栽培における低コスト化及び安定生産技術についての試験研究及び調査に関すること。
- 二 野菜の栽培における環境負荷低減技術についての試験研究及び調査に関すること。

野菜第三係

- 一 施設野菜の栽培における環境制御技術についての試験研究及び調査に関すること。
- 二 施設野菜の栽培における気候変動対応技術についての試験研究及び調査に関すること。

果樹係

- 一 果樹の品種育成(寒冷果樹を除く。)及び栽培についての試験研究及び調査に関すること。

花き係

- 一 花きの品種育成及び栽培についての試験研究及び調査に関すること。
- 二 花きの品種増殖技術の開発及び優良品種増殖に関すること。
- 三 栄養繁殖性花きの遺伝資源の収集及び保存に関すること。

稲麦研究センター

- 一 稲及び麦の品種育成についての試験研究及び調査に関すること。
- 二 稲及び麦の奨励品種に関すること。
- 三 稲及び麦の栽培についての試験研究及び調査に関すること。
- 四 畑作物の栽培についての試験研究及び調査に関すること。

- 五 稲、麦及び大豆の原原種及び原種の生産に関する事。
- 中山間地園芸研究センター
- 一 寒冷果樹の品種育成及び栽培についての試験研究及び調査に関する事。
- 二 地域特産野菜及び花きについての試験研究及び調査に関する事。
- 東部地域研究センター
- 一 東部地域に適する水稲、麦類及び野菜についての試験研究及び調査に関する事。

高冷地野菜研究センター

- 一 高冷地野菜についての試験研究及び調査に関する事。
- 二 こんにやく特産研究センター
- 一 こんにやくの品種育成及び栽培についての試験研究及び調査に関する事。
- 二 特産作物についての試験研究及び調査に関する事。

(病害虫防除所)

第百三十五条 病害虫防除所は、植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第三十二条第四項に規定する事務を行う。

2 群馬県植物防疫施設設置条例(昭和二十七年群馬県条例第五十号)第二条に定める病害虫防除所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
群馬県病害虫防除所	伊勢崎市	群馬県の区域

3 第八条第一項の規定により農政課に置かれる農業環境・植物防疫係及び前条第一項の規定により農業技術センターに置かれる環境部発生予察係は、病害虫防除所の内部組織とする。

4 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。

農業環境・植物防疫係

- 一 植物の検疫に関する事。
- 二 農薬の取締りに関する事。
- 三 病害虫防除についての企画に関する事(事務及び情報に限る)。
- 四 その他防除に関し必要な事務に関する事。

発生予察係

- 一 病害虫発生予察の実施に関する事。
- 二 病害虫防除についての企画に関する事(試験研究に限る)。
- 三 病害虫防除員に関する事。
- 四 市町村、農業者又はその組織する団体が行う病害虫防除の技術支援及び協力に関する事。
- 五 病害虫防除に必要な薬剤及び器具の管理に関する事。

第四十款 蚕糸技術センター

(業務)

第百三十六条 蚕糸技術センターは、蚕糸業の振興を図るため、次の業務を行う。

- 一 蚕品種の保存及び育成についての試験研究及び調査に関する事。
- 二 蚕の飼育及びバイオテクノロジーについての試験研究及び調査に関する事。
- 三 蚕糸に関する技術継承及び指導に関する事。
- 四 原蚕種及び普通蚕種並びに稚蚕人工飼料の製造及び配布に関する事。
- 五 蚕糸技術センター研究生に関する事。
- 六 その他蚕糸業関係の試験研究、調査及び技術支援に関する事。

(名称及び位置)

第百三十七条 蚕糸技術センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
群馬県蚕糸技術センター	前橋市

(内部組織)

第百三十八条 蚕糸技術センターに総務係、蚕糸研究係及び技術支援係を置く。

2 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。

総務係

- 一 庶務に関する事。
- 二 センターの運営に関する事。

蚕糸研究係

- 一 蚕品種の保存及び育成、蚕種の保護管理についての試験研究及び調査に関する事。
- 二 蚕に係るバイオテクノロジー及び遺伝資源についての試験研究及び調査に関する事。
- 三 蚕の人工飼料についての試験研究及び調査に関する事。
- 四 蚕の飼育、蚕桑病害虫及び農薬についての試験研究及び調査に関する事。
- 五 蚕糸研究情報の収集及び広報に関する事。

技術支援係

- 一 養蚕農家の普及指導及び技術支援に関する事。
- 二 群馬オリジナル蚕品種の製造及び蚕種の配布に関する事。
- 三 稚蚕人工飼料センターに関する事。
- 四 桑の栽培技術に関する事。
- 五 製糸技術及び繭品質評価に関する事。
- 六 蚕糸に関する技術継承、体験学習及び技術者の養成に関する事。
- 七 蚕糸技術情報の収集及び提供に関する事。

(業務)

第四十一款 水産試験場

第百三十九条 水産試験場は、水産業の改良発達を図るため、次の業務を行う。

- 一 水産に関する調査及び試験研究に関すること。
- 二 淡水魚の増殖、種苗の生産、配布及び放流に関すること。
- 三 水産に関する講習及び技術支援に関すること。
- 四 水産試験場研究生に関すること。

(名称及び位置)

第百四十条 水産試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
群馬県水産試験場	前橋市

2 水産試験場に必要に応じセンターを置く。

3 前項のセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
群馬県水産試験場川場養魚センタ	利根郡川場村

(内部組織)

第百四十一条 水産試験場に総務係、水産環境係及び生産技術係を置く。

2 前項に定める係及び前条第三項に規定するセンターの分掌事務は、次のとおりとする。

総務係

一 庶務に関すること。

二 場の企画運営に関すること。

水産環境係

一 河川湖沼の環境保全に関すること。

二 漁業資源管理研究に関すること。

三 魚類防疫対策に関すること。

四 減少魚種の繁殖技術の開発及び系統保存に関すること。

生産技術係

一 種苗の生産及び配布に関すること。

二 水産養殖技術の開発、普及及び支援に関すること。

三 種苗の特性及び餌料の試験研究に関すること。

川場養魚センター

一 マス類等の試験研究及び調査に関すること。

二 マス類の育種に関すること。

三 マス類等の養殖技術の開発、普及及び支援に関すること。

四 箱島養鱒センターに関すること。

第四十二款 鳥獣被害対策支援センター

(業務)

第百四十一条の二 鳥獣被害対策支援センターは、鳥獣による農林水産業の被害対策に係る業務を行う。

(名称及び位置)

第百四十一条の三 鳥獣被害対策支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
群馬県鳥獣被害対策支援センター	高崎市

(内部組織)

第百四十一条の四 鳥獣被害対策支援センターに企画管理係、調査研究係及び対策支援係を置く。

2 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。

企画管理係

一 庶務に関すること。

二 第二種特定鳥獣管理計画の策定及び進捗管理に関すること。

三 被害対策を担う人材育成に関すること。

調査研究係

一 被害対策に関する技術の開発及び普及並びに効果検証に関すること。

二 被害対策支援のためのデータの収集及び分析並びに情報提供に関すること

(他の機関の主管に属するものを除く。)

対策支援係

一 鳥獣による農林水産業の被害対策に係る技術の普及指導及びその情報提供に関すること(他の機関の主管に属するものを除く。)

第四十三款 削除

第百四十七条第一項中「企画管理係」の下に「、応用機械係、計測係」を加え、「計測係、応用機械係、先端ものづくり係」を「デジタル変革支援係」に、「食品・バイオ係及び食品化学開発係」を「フードイノベーション推進係及び発酵醸造戦略係」に改め、同条第二項中計測係の項及び応用機械係の項を削り、企画管理係の項の次に次のように加える。

応用機械係

一 機械加工についての技術支援及び開発研究に関すること。

二 機械及び機具類についての設計、機能試験及び機械計測に関すること。

三 機械部品の故障解析に関すること。

計測係

一 精密測定技術についての支援、試験及び開発研究に関すること。

二 ISO一七〇二五についての校正及び維持に関すること。

三 非破壊試験に関すること。
 第四百七十七条第二項電子機械係の項中「組込みマイコン、PICマイコン等」を「A I及びデジタルソリューション」に改め、同条第二項生産システム係の項第三号を削り、同条第二項先端ものづくり係の項を次のように改める。
 デジタル変革支援係

一 デジタル技術の活用拡大及び現場への実装支援に関すること。
 第四百七十七条第二項材料解析係の項第三号中「機械部品の故障解析」を「材料の機械計測」に改め、同条第二項食品・バイオ係の項中「食品・バイオ係」を「フードイノベーション推進係」に改め、同条第二項食品・バイオ係の項第三号中「食品、健康及びバイオテクノロジー」についての技術支援、試験、調査及び開発研究を「食品分野における先進技術の調査及び研究並びに新規研究分野の開拓」に改め、同条第二項食品化学開発係の項を次のように改める。
 発酵醸造戦略係

一 発酵食品及び微生物の応用についての技術支援、試験、審査、調査及び開発研究に関すること。
 二 発酵醸造分野における先進技術の調査及び研究並びに新規研究分野の開拓に関すること。

第四百七十七条第三項中「かわらず」の下に「、応用機械係、計測係」を加え、「計測係、応用機械係、先端ものづくり係」を「デジタル変革支援係」に、「食品・バイオ係及び食品化学開発係」を「フードイノベーション推進係及び発酵醸造戦略係」に改める。

第五百五十八条の二第十五号及び第五百五十八条の四第三項建築係の項第十六号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。
 第六百六十八条第三項の表群馬県下水道総合事務所西邑薬水質浄化センターの項を削る。

第六百六十九条第四項中「、桐生水質浄化センター及び西邑薬水質浄化センター」を「及び桐生水質浄化センター」に改める。
 第七百七十三条第一項中「、ぐんま男女共同参画センター」を削り、「心身障害者福祉センター、発達障害者支援センター、こころの健康センター」を「ぐんま男女共同参画センター、女性相談支援センター」に改め、「動物愛護センター」の下に「、心身障害者福祉センター、発達障害者支援センター、こころの健康センター」を加え、同条第三項の表土屋文明記念文学館の項の次に次のように加える。

女性相談支援センター	女性相談主監
------------	--------

第七百七十三条第三項の表こころの健康センターの項を削り、同表動物愛護センターの項の次に次のように加える。

こころの健康センター
 精神保健主監、技師長(総括)、技師長、部長及び医長
 第七百七十三条第三項の表農業技術センターの項から水産試験場の項までを削り、同表畜産試験場の項の次に次のように加える。

農業技術センター	副所長、研究調整官及び管理長代理
蚕糸技術センター	副所長、管理副長及び管理長代理
水産試験場	管理長代理

第七百七十四条の表情報公開審議会からの消費者苦情処理委員会の項までを削り、同表子ども・子育て会議の項中「私学・子育て支援課」を「こども・子育て支援課」に改め、同表私立学校審議会の項中「私学・子育て支援課」を「私学・青少年課」に改め、同表青少年健全育成審議会の項及びいじめ再調査委員会の項中「児童福祉・青少年課」を「私学・青少年課」に改め、同項の次に次のように加える。

情報公開審議会	群馬県情報公開条例第十条の規定による情報公開に関する重要な事項等に関する調査審議及び実施機関に対する建議に関すること。	県民生活 課・広聴	生活こども部
公文書開示審査会	群馬県情報公開条例第二十六条の規定による調査審議請求の裁決についての諮問に応じて調査審議すること。	県民生活 課・広聴	生活こども部
個人情報保護審議会	群馬県個人情報保護審議会条例第二条第一号及び第二号の規定によるその権限に属せられた事項についての調査審議に関すること。住民基本台帳法第三十条の四十二項の規定による台帳法第三十条の四十二項に属せられた事項及び知事の諮問に依り同法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項の調査審議に関すること並びにこれらの事項についての知事に対する建議に関すること。	県民生活 課・広聴	生活こども部
公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定によりその権限に属せられた事項の処理に関すること。	県民生活 課・広聴	生活こども部
消費生活問題審議会	知事の諮問に応じて県民の消費生活の安定及び向上を図るための施策の基本的事項その他施策の実施に係る重要な事項を調査審議すること。	消費生活 課	生活こども部
消費者苦情処理委員会	消費者苦情に関するあつせん又は調停を行う。及び訴訟の費用の貸付けに関する事項を調査審議すること。	消費生活 課	生活こども部

第一百七十四条の表社会福祉審議会の項及び介護保険審査会の項を削り、小児慢性特定疾病審査会の項から感染症診療協議会の項までの規定中「感染症・がん疾病対策課」を「感染症・疾病対策課」に改め、同表がん対策推進協議会の項及びがん登録審議会の項中「感染症・がん疾病対策課」を「健康長寿社会づくり推進課」に改め、同表障害者施策推進審議会の項から精神医療審査会の項までを削り、同表国民健康保険審査会の項から後期高齢者医療審査会の項までの規定中「国保援護課」を「国保医療課」に改め、同表生活衛生適正化審議会の項の次に次のように加える。

社会福祉審議会	社会福祉法第七条の規定による社会福祉に関する事項の調査審議及び関係行政庁に対する意見の具申に関する事。	地域福祉課	健康福祉部
介護保険審査会	介護保険法第八十三条第一項の規定による保険給付に関する処分又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に関する事。	介護高齢課	健康福祉部
障害者施策推進審議会	障害者基本法第三十六条第一項の規定による障害者計画に関する同法第十一条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項の処理をすること、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議及びその施策の実施状況の監視をすること、並びに障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事。	障害政策課	健康福祉部
群馬県障害者差別解消推進協議会	群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の規定によりその権限に属せられた事項の処理に関する事。	障害政策課	健康福祉部
障害者介護給付費等・障害児通所給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十七条第一項又は児童福祉法第五十六条の五の五第一項の規定による市町村の介護給付費等又は障害児通所給付費等に係る処分不服がある障害者又は障害児の保護者の審査請求の審査に関する事。	障害政策課	健康福祉部
精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第九条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項について調査審議すること。	障害政策課	健康福祉部
精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の三第二項及び第三十八条の五第二項の規定により審査を行い、その結果を知事に通知すること。	障害政策課	健康福祉部

第一百七十四条の表農業共済保険審査会の項中「技術支援課」を「野菜花き課」に改める。

附則

- (施行期日)
 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
 (経過措置)
 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県行政組織規則に規定する機関が行った処分等又は当該機関に対して行われた行為等は、この規則による改正後の群馬県行政組織規則に規定する相当の機関が行った処分等又は当該機関に対して行われた行為等とみなす。
 (地方公営企業法第三十九条第二項に規定する政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職の範囲を定める規則の一部改正)
 3 地方公営企業法第三十九条第二項に規定する政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職の範囲を定める規則(昭和四十一年群馬県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。
 第一号中「主監」の下に「、医監」を加え、第三号中「看護主監」の下に「、新病院建設準備主監」を加える。

群馬県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和六年三月二十九日

群馬県規則第二十八号

群馬県事務委任規則の一部を改正する規則

群馬県事務委任規則(昭和四十三年群馬県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。
 別表第二第三号の表三の部二十三の項中「第五十六条第五項」を「第五十六条第三項」に改め、同表に次のように加える。

六 その他	群馬県立しるがね学園への入所申込者との利用契約の締結	しるがね学園長
-------	----------------------------	---------

別表第二第四号の表二の部八の項中「第五十六条第五項」を「第五十六条第三項」に改め、同表八の部を次のように改める。

八 地方自治法	一 第二百四十五条の四第一項の規定による介護保険又は介護給付費等支給事務を行う市町村に対する技術的な助言の実施	渋川保健福祉事務所長、伊勢崎保健福祉事務所長、富岡保健福祉事務所長、吾妻保健福祉事務
---------	---	--

<p>十七 第二十条第一項(第二十六条及び第四十四条の九第一項)の規定による入院の勧告、</p>	<p>十六 第十九条第七項(第二十六条及び第四十四条の九第一項)の規定による報告</p>	<p>十五 第十九条第一項(第二十六条及び第四十四条の九第一項)の規定による入院の勧告、及び第十九条第三項及び第五項(第二十六条及び第四十四条の九第一項)の規定による入院措置並びに第十九条第二項(第二十六条及び第四十四条の九第一項)の規定による報告</p>	<p>十四 第十八条第五項(第四十四条の九第一項)において準用する場合を含む。(九)の規定による意見の聴取及び第十八条第六項(第四十四条の九第一項)において準用する場合を含む。(九)の規定による報告</p>	<p>十三 第十八条第一項(第四十四条の九第一項)において準用する場合を含む。(九)の規定による就業の制限を受ける対象者でなくなつたことの確認</p>	<p>十二 第十七条第一項(第四十四条の九第一項)において準用する場合を含む。(九)の規定による健康診断の実施の勧告</p>	<p>十一 第十六条の三第五項(第二十三条、第四十条及び第十項、第四十五条第三項及び第九項)の規定による通知及び第十六条の三第六項(第二十三条、第四十条及び第十項、第四十五条第三項及び第九項)の規定による書面の交付</p>	<p>十 第十六条の三第三項(第四十四条の九第一項)において準用する場合の検体の採取の措置</p>
保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長

<p>二十五 第二十六条の四第三項(第四十四条の九第一項)において準用する場合を含む。(九)の規定による検体の採取に必ず必要なこと</p>	<p>二十四 第二十六条の四第一項(第四十四条の九第一項)において準用する場合を含む。(九)の規定による検体の提出し、又は検体の無償の収去</p>	<p>二十三 第二十六条の三第三項(第四十四条の九第一項)において準用する場合を含む。(九)の規定による検体又は感染症の病原体の提出</p>	<p>二十二 第二十六条の三第一項(第四十四条の九第一項)において準用する場合を含む。(九)の規定による検体又は感染症の病原体の提出</p>	<p>二十一 第二十四条の九第二項(第二十九条の二)において準用する場合を含む。(九)の規定による聴取並びに第二十四条の九第一項及び第二十六条の四第二項(第二十九条の二)において準用する場合を含む。(九)の規定による苦情の申出の処理及び結果の通知</p>	<p>二十 第二十一条第一項(第二十六条及び第四十四条の九第一項)において準用している患者の退院措置及び第二十一条第四項(第二十六条及び第四十四条の九第一項)において準用する場合を含む。(九)の規定による入院に係る一類感染症の病原体の保有の確認</p>	<p>十九 第二十一条(第二十六条及び第四十四条の九第一項)の規定による入院する患者の移送</p>	<p>十八 第二十条第五項(第二十六条及び第四十四条の九第一項)において準用する場合を含む。(九)の規定による意見の聴取</p>	<p>第二十 第二項から第四項まで(第二十六条及び第四十四条の九第一項)において準用する場合を含む。(九)の規定による入院措置並びに第二十条第六項(第二十六条及び第四十四条の九第一項)において準用する場合を含む。(九)の規定による説明、意見を述べる機会の付与及び通知</p>
保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長

<p>三十三 第三十六條第一項(第四十四條の九第一項及び第五十條第五項において準</p>	<p>三十二 第三十五條第一項(第四十四條の九第一項において準用する場合を含む。) 又は質問の実施</p>	<p>三十一 第三十二條第一項(第四十四條の九第一項において準用する場合を含む。) 又は禁止及び第三十二條第二項(第四十四條の九第一項において準用する場合を含む。) の規定による措置の実施</p>	<p>三十 第三十一條第一項(第四十四條の九第一項において準用する場合を含む。) の規定による生活の用に供される水の管理者に対するその使用若しくは給水の制限又は禁止の命令及び第三十一條第二項(第四十四條の九第一項において準用する場合を含む。) の規定による市町村への命令</p>	<p>二十九 第三十條第一項(第四十四條の九第一項において準用する場合を含む。) の規定による死体の移動の制限又は禁止</p>	<p>二十八 第二十九條第一項(第四十四條の九第一項において準用する場合を含む。) の規定による汚染物件の所持者に対する措置命令及び第二十九條第二項(第四十四條の九第一項において準用する場合を含む。) の規定による市町村への消毒の指示又は職員による措置</p>	<p>二十七 第二十八條第一項(第四十四條の九第一項において準用する場合を含む。) の規定による汚染区域を管理する者等に対する駆除命令及び第二十八條第二項(第四十四條の九第一項において準用する場合を含む。) に規定する市町村への駆除の指示又は職員による駆除</p>	<p>二十六 第二十七條第一項(第四十四條の九第一項において準用する場合を含む。) の規定による患者等に対する消毒命令及び第二十七條第二項(第四十四條の九第一項において準用する場合を含む。) の規定による市町村への消毒の指示又は職員による消毒</p>	<p>取の措置 む。) の規定による職員による検体の採取の措置</p>
<p>保健所長</p>	<p>保健所長</p>	<p>保健所長</p>	<p>保健所長</p>	<p>保健所長</p>	<p>保健所長</p>	<p>保健所長</p>	<p>保健所長</p>	<p>保健所長</p>

<p>四十一 第四十四條の三第九項(第四十四條の九第一項及び第五十條の二第四項において準用する場合を含む。) の規定に</p>	<p>四十 第四十四條の三第七項(第四十四條の九第一項及び第五十條の二第四項において準用する場合を含む。) の規定による食事の提供等及び第四十四條の三第八項(第四十四條の九第一項及び第五十條の二第四項において準用する場合を含む。) の規定による食事の提供等に要した実費の徴収</p>	<p>三十九 第四十四條の三第一項及び第二項(第四十四條の九第一項において準用する場合を含む。) の規定による健康状態の報告の求め又は感染の防止に関する必要な協力の求め</p>	<p>三十八 第四十三條第一項(第四十四條の九第一項において準用する場合を含む。) の規定による感染症指定医療機関による実地検査の実施</p>	<p>三十七 第四十二條第一項(第四十四條の九第一項において準用する場合を含む。) 、第四十四條の三の三第一項(第四十四條の九第一項において準用する場合を含む。) 及び第五十條の四第一項の規定による療養費の支給の決定</p>	<p>三十六 第三十七條の二第三項(第四十四條の九第一項において準用する場合を含む。) の規定による意見の聴取</p>	<p>三十五 第三十七條の二第二項(第四十四條の九第一項において準用する場合を含む。) の規定による結核患者が医療を受けるために必要な費用の負担の決定</p>	<p>三十四 第三十七條第一項(第四十四條の九第一項において準用する場合を含む。) の規定による入院患者が受ける第三十七條第一項第一号から第四号までに掲げる医療に要する費用の負担の決定</p>	<p>用する場合を含む。) の規定による書面による通知、第三十六條第二項(第四十四條の九第一項及び第五十條の二第四項において準用する場合を含む。) の規定による交付及び第三十六條第四項(第四十四條の九第一項及び第五十條第六項において準用する場合を含む。) の規定による揭示</p>
<p>保健所長</p>	<p>保健所長</p>	<p>保健所長</p>	<p>保健所長</p>	<p>保健所長</p>	<p>保健所長</p>	<p>保健所長</p>	<p>保健所長</p>	<p>保健所長</p>

別表第二第四号の表中十八の部から二十の部までを次のように改める。

五十二 第五十三条の十の規定による届出内容の通知	五十一 第五十三条の七の規定による健康診断実施者からの通報又は報告の受付	五十 第五十条の二第一項及び第二項の規定による健康状態の報告の求め又は感染の防止に関する必要な協力の求め	四十九 第五十条第一項の規定による新感染症に係る消毒その他の措置の実施	四十八 第四十八条第一項の規定による入院している者の退院措置及び同条第四項の規定による新感染症を公衆にまん延させるおそれがないかどうかの確認	四十七 第四十七条の規定による新感染症の所見がある者の移送	四十六 第四十六条第一項の規定による入院の勧告、同条第二項及び第三項の規定による入院措置、同条第四項の規定による入院期間の延長措置並びに同条第五項の規定による説明、意見を述べる機会の付与及び通知	四十五 第四十五条第一項(第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)の規定による健康診断受診の勧告及び第四十五条第二項(第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)の規定による職員による健康診断の実施	四十四 第四十四条の十一第三項の規定による職員による検体の採取の措置	四十三 第四十四条の十一第一項の規定による検体を提出し、若しくは職員による検体の採取に必ずしきことの勧告又は保護者に対する検体を提出し、若しくは職員による検体の採取に必ずしきせるべきこととの勧告	四十二 第四十四条の三の二第一項(第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)及び第五十条の三第一項(第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)の規定による医療に要する費用の負担の決定	よる市町村長に対する協力の求め
保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長	保健所長

別表第二第四号の表中二十一の部を削り、二十二の部を二十一の部とし、二十三の部を二十二の部とし、二十四の部を二十三の部とし、二十五の部から三十三の部までを削り、三十四の部を二十四の部とし、三十五の部から四十四の部までを二十五の部から三十四の部までとし、同部の次に次のように加える。

三十五 旅館業法(昭和二十三年法律第二百三十八号)	十九 予防接種法(昭和三十二年法律第六十八号)	十九 予防接種法(昭和三十二年法律第六十八号)	十八 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十九年省令第十号)
七 第七条の二第一項及び第二項の規定による営業者に対する措置命令	六 第七条第一項の規定による営業者その他の関係者からの報告の徴収又は職員による旅館業の施設への立入検査若しくは関係者への質問の実施及び同条第二項の規定による旅館業を営む者(営業者を除く。)その他の関係者からの報告の徴収又は職員による旅館業の施設への立入検査若しくは関係者への質問の実施	第六 第一条第一項の規定による臨時予防接種の実施又は市町村長への指示(感染症・疾病対策課長の専決に係るものを除く。)	第二十条の三第三項の規定による患者票の交付、同条第五項の規定による医療を受ける病院等の変更届及び同条第六項の規定による患者票の返納の受付
保健所長	保健所長	保健所長	保健所長

別表第二第四号の表中四十五の部及び四十六の部を削り、四十七の部を三十六の部とし、四十八の部から七十五の部までを三十七の部から六十四の部までとし、同表七十六の部中「蚕糸園芸課」を「米麦畜産課」に改め、同部を同表六十五の部とし、同表七十七の部を同表六十六の部とし、同表七十八の部を同表六十七の部とし、同部の次に次のように加える。

六十八 生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)		一 第十九条第一項及び第二項の規定による保護の実施	伊勢崎等保健福祉事務所長
		二 第二十四条第三項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による保護の要否、種類、程度及び方法並びにこれらの変更の決定並びにその旨の申請者への通知	伊勢崎等保健福祉事務所長
		三 第二十五条第一項及び第二項の規定による職権に基づく保護の種類、程度及び方法の決定、保護の開始又は変更の実施及びその旨の被保護者への通知	伊勢崎等保健福祉事務所長
		四 第二十六条の規定による保護の停止又は廃止の決定及びその旨の被保護者への通知	伊勢崎等保健福祉事務所長
		五 第二十七条第一項の規定による被保護者に対する生活の維持、向上その他必要な指導又は指示の実施	伊勢崎等保健福祉事務所長
		六 第二十七条の二の規定による要保護者からの相談への対応及び必要な助言	伊勢崎等保健福祉事務所長
		七 第二十八条第一項の規定による報告の徴収若しくは職員による要保護者の居住の場所への立入調査又は当該要保護者に対する指定医師等の検査の受診命令、同条第二項の規定による報告の徴収及び同条第五項の規定による保護の開始等及び申請の却下又は保護の変更等	伊勢崎等保健福祉事務所長
		八 第三十七条の二の規定による金銭の支払	伊勢崎等保健福祉事務所長
		九 第四十八条第四項の規定による施設の長からの保護の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたことと認める旨の届出の受付	伊勢崎等保健福祉事務所長
		十 第五十五条の四第一項の規定による就労自立給付金の支給	伊勢崎等保健福祉事務所長
		十一 第五十五条の五第一項の規定による進学準備給付金の支給	伊勢崎等保健福祉事務所長

六十九 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号)	十二 第五十五条の六の規定による被保護者等に対する報告の徴収	伊勢崎等保健福祉事務所長
	十三 第五十五条の七第一項の規定による被保護者就労支援事業の実施及び同条第二項の規定による事務の委託	伊勢崎等保健福祉事務所長
	十四 第六十一条の規定による被保護者からの生計の状況の変動又は居住地若しくは世帯の構成の異動についての届出の受付	伊勢崎等保健福祉事務所長
	十五 第六十二条第三項の規定による同条第一項又は第二項の義務に違反した被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止及び同条第四項の規定による当該被保護者に対する弁明の機会の付与及び通知	伊勢崎等保健福祉事務所長
	十六 第六十三条の規定による被保護者が受けた保護金品に相当する金額の範囲内の返還額の決定及び徴収	伊勢崎等保健福祉事務所長
	十七 第七十六条第一項の規定による被保護者が死亡した場合の遺留金品の処分	伊勢崎等保健福祉事務所長
	十八 第七十六条の二に規定する損害賠償請求権の行使	伊勢崎等保健福祉事務所長
	十九 第七十七条第一項の規定による支弁した保護費の費用の全部又は一部の徴収及び同条第二項の規定による家庭裁判所への申立て	伊勢崎等保健福祉事務所長
	二十 第七十七条の二第一項の規定による第六十三条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部の徴収	伊勢崎等保健福祉事務所長
	二十一 第七十八条第一項から第三項までの規定による費用等の徴収	伊勢崎等保健福祉事務所長
	二十二 第七十八条の二第一項及び第二項の規定による徴収金の徴収	伊勢崎等保健福祉事務所長
	二十三 第八十条の規定による前渡した保護金品の全部又は一部の返還免除	伊勢崎等保健福祉事務所長
	二十四 第八十一条の規定による家庭裁判所への後見人の選任の請求	伊勢崎等保健福祉事務所長
	一 第五条第一項の規定による生活困窮者自立相談支援事業の実施	伊勢崎等保健福祉事務所長
	二 第六条第一項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給	伊勢崎等保健福祉事務所長

別表第二第四号の表中七十九の部を七十八の部とし、八十の部を七十九の部とし、八十一の部から八十四の部までを削り、八十五の部を八十の部とし、八十六の部から九十一の部までを八十一の部から八十六の部までとし、同表九十二の部三の項中「及び動物愛護相談員」を削り、同部四の項中「動物愛護センターへの掲示」を「飼い主が判明していない場合の公示」に改め、同部を同表八十七の部とし、同部の次に次のように加える。

八十八 発達障 第十四条第一項各号に掲げる業務の実施 発達障害者支

<p>施設（人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則（平成十五年群馬県規則第八十号）別表第一の項に規定する生活関連施設（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二十一年法律に規定する指定確認検査機関が同法第六條第一項の規定による確認の申請書を受け付けた建築物に係るものを除く。）に限る。四の項及び五の項において同一の整備基準への適合状況の検査</p>	<p>三 第二十八条の規定による特定生活関連施設所有者等に対する適合状況の報告の受付</p>	<p>四 第二十九条の規定による第二十五条又は第二十六条の規定による特定生活関連施設に係る届出の内容が整備基準に適合しないと認めるときに必要な指導及び助言</p>	<p>五 第三十二条第一項の規定による職員に於ける特定生活関連施設又はその工事現場への立入検査</p>
<p>伊勢崎保健福祉事務所長、富岡保健福祉事務所長、妻保保健福祉事務所長、沼田保健福祉事務所長、利根保健福祉事務所長、太田保健福祉事務所長</p>	<p>伊勢崎保健福祉事務所長、富岡保健福祉事務所長、妻保保健福祉事務所長、沼田保健福祉事務所長、利根保健福祉事務所長、太田保健福祉事務所長</p>	<p>伊勢崎保健福祉事務所長、富岡保健福祉事務所長、妻保保健福祉事務所長、沼田保健福祉事務所長、利根保健福祉事務所長、太田保健福祉事務所長</p>	<p>伊勢崎保健福祉事務所長、富岡保健福祉事務所長、妻保保健福祉事務所長、沼田保健福祉事務所長、利根保健福祉事務所長、太田保健福祉事務所長</p>

<p>八十九（平成十七号）法律第六十号） 害者支援法 及 精神障害者 福祉に関する法律</p>	<p>一 第十九条の四第二項の規定による同項第一号及び第四号の判定の職務を行う指定医の指定 二 第二十二条第一項の規定による申請の受付 三 第二十三条から第二十六条までの規定による通報の受付 四 第二十六条の二の規定による届出の受付 五 第二十六条の三の規定による通報の受付 六 第二十九条の五の規定による措置入院者に係る届出の受付 七 第三十三条第九項の規定による医療保護入院者の入院届及び入院期間更新届の受付 八 第三十三条の二の規定による医療保護入院者の入院届の受付 九 第三十三条の六第五項の規定による応急入院者の入院届の受付 十 第三十四条の規定による同条に定める精神障害者の第三十三条の六第一項に定める精神科病院への移送 十一 第三十八条の二の規定による措置入院者の定期病状報告書の受付</p>	<p>一 第六条の規定による障害者に係る費用徴収額の決定 二 第八条の規定による費用徴収額の減免</p>	<p>九十一 群馬県 こころの健康 センターの健康 利用料及び昭 和十一年群馬 県条例及び昭 和十一年群馬 県条例</p>	<p>第三条の規定による使用料又は手数料の全部又は一部の免除</p>	<p>援センター所長 こころの健康センター所長 こころの健康センター所長 こころの健康センター所長 こころの健康センター所長 こころの健康センター所長 こころの健康センター所長 こころの健康センター所長 こころの健康センター所長 こころの健康センター所長 こころの健康センター所長 こころの健康センター所長 こころの健康センター所長 こころの健康センター所長 こころの健康センター所長</p>
---	---	--	---	------------------------------------	--

条例第二十六号

別表第二第四号の表中九十三の部及び九十四の部を削る。

別表第二第五号の表四の部二の項中「、同条第二項」を「及び同条第二項」に改め、「及び同条第三項に規定する調査の結果の報告の受付」を削り、同部三の項及び四の項を削り、同部五の項中「第十四条第一項の規定による指定の申請の受付及び同条第四項」を「第十四条第四項」に改め、同項を同部三の項とし、同部中六の項から十の項までを削り、十一の項を四の項とし、同表五の部五の項から十二の項までを削り、同表中六の部を削り、七の部を六の部とし、八の部から四十五の部までを七の部から四十四の部までとする。

別表第二第六号の表中一の部から六の部までを削り、七の部を一の部とし、八の部から十四の部までを削り、十五の部を二の部とし、十六の部から十八の部までを三の部から五の部までとし、十九の部を削り、二十の部を六の部とし、二十一の部を削り、二十二の部を七の部とし、同部の次に次のように加える。

八 農業協同組 合法(昭和二十二年法律第百三十二号)	一 第十一条第一項及び第三項の規定による信用事業規程の承認並びに当該規程の変更又は廃止の承認	農業事務所長
	二 第十一条の八第一項又は第二項の規定による同一人に対する信用供与等限度額を超える場合等の承認	農業事務所長
	三 第十一条の九ただし書の規定による同条各号に掲げる取引又は行為の承認	農業事務所長
	四 第十一条の十七第一項の規定による共同規程の承認及び同条第三項の規定による当該規程の変更又は廃止の承認	農業事務所長
	五 第十一条の四十二第一項の規定による信託規程の承認、同条第三項の規定による当該規程の変更の承認及び同条第四項の規定による当該規程の変更又は廃止の届出の受付	農業事務所長
	六 第十一条の四十五の規定による信託財産の管理方法の変更の請求等の許可等	農業事務所長
	七 第十一条の四十八第一項の規定による宅地等供給事業実施規程の承認、同条第三項の規定による当該規程の変更の承認及び同条第四項の規定による当該規程の変更又は廃止の届出の受付	農業事務所長
	八 第十一条の五十一第一項の規定による農業経営規程の承認、同条第三項の規定による当該規程の変更の承認及び同条第	農業事務所長

九 農業協同組 合法(昭和三十一年政令第二百七十一号)	第三十二条第五項ただし書の規定による特定農業協同組合の余裕金の運用額の特別の承認	農業事務所長
十 群馬県農業協同組合施行細則(昭和三十一年群馬県規則第六十号)	一 第四条から第六条まで、第八条、第十二条の二、第十二条の七、第十二条の十の二、第十二条の十三、第十三条の二から第十三条の四まで、第十五条から第十九条まで、第二十条第一項及び第二十一条から第二十一条までの規定による農業協同組合等から提出される諸届又は報告の受付	農業事務所長
	二 第二十条第三項の規定による業務報告書の提出の延期の承認	農業事務所長
	三 第二十条の二の規定による説明書類の縦覧開始の延期の承認	農業事務所長
	四 第二十一条第二項の規定による事業計画決議届の提出の延期の承認	農業事務所長
	一 第四条第一項の規定による種付けの制限及び同項第二号の規定による種畜証明書の交付	農業事務所長
	二 第七条第一項の規定による種畜証明書の効力の取消し又は停止及び同条第二項の規定による種畜証明書の効力の停止の解除	農業事務所長
	三 第二十五条の二第一項の規定による家畜人工授精所の名称等の変更の届出の受付	農業事務所長
十一 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)	四 第二十五条の二第二項の規定による家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)	農業事務所長

<p>九 第一百八条第一項の規定による職員による他人の土地に立ち入つての測量又は検査及び同条第六項の規定による無償での簿書の閲覧若しくは謄写又は謄本等の交付の請求</p>	<p>十 第二百二十二条第二項ただし書の規定による土地の形質変更等の許可(第四十八条第十一項(第九十五条の二第三項(農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が行う土地改良事業に係る場合を除く。))において準用する場合に限る。)、第九十五条第四項(農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が行う土地改良事業に係る場合を除く。)、第九十八条第十項及び第九十九条第十二項(第九十八条の二第二項(第九十九条において準用する場合を含む。))において準用する場合に限る。))の規定による公告に係るものに限る。))</p>	<p>十一 第三百三十二条第一項及び第三百三十四条第一項の規定による土地改良区等(地区面積二百五十ヘクタール未満のものに限る。))からの報告の徴収、業務若しくは会計の状況の検査及び違反行為に対する措置命令</p>	<p>十二 第三百三十三条第一項及び第三百三十四条第一項の規定による土地改良区(地区面積二百五十ヘクタール未満のものに限る。))の組合員等の請求に基づくその土地改良区の事業又は会計の状況の検査及び違反行為に対する措置命令</p>
<p>農業事務所長</p>	<p>農業事務所長</p>	<p>農業事務所長</p>	<p>農業事務所長</p>

別表第二第六号の表三十の部一の項中「第三条」を「第二条」に改め、同部二の項を削り、同部三の項中「第六条第三項」を「第四条第三項」に改め、同項を同部二の項とし、同部四の項中「第八条」を「第六条」に改め、同項を同部三の項とし、同部五の項中「第十条」を「第八条」に改め、同項を同部四の項とし、同表三十七の部一の項中「受理」を「受付」に改め、同部十三の項中「畜産振興事業の事業計画」を「米麦畜産振興事業に係る実施計画又は事業計画の承認」に改め、「の承認」を削り、同部中十四の項を削り、十八の項を二十の項とし、十五の項から十七の項までを十七の項から十九の項までとし、十三の項の次に次のように加える。

十四 野菜花き振興事業に係る実施計画又は事業計画の承認(市町村、農業協同組合、広域組織又は認定農業者若しくは農業者の組織する団体等が作成するものに限る。)

農業事務所長

別表第二第八号の表四十一の部中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

<p>十五 蚕糸特産振興事業に係る実施計画又は事業計画の承認(市町村、農業協同組合、広域組織又は認定農業者若しくは農業者の組織する団体等が作成するものに限る。)</p>	<p>農業事務所長</p>
<p>十六 畜産堆肥活用推進モデル事業の事業計画の承認</p>	<p>農業事務所長</p>

別表第二第八号の表五十六の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表五十七の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表五十八の部中「群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例」を「群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例」に改め、同表五十九の部中「群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」を「群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別表第九第一号中「賦課徴収」の下に「及び滞納処分」を加え、「又は検査の実施」を「物件の検査、当該物件の提示若しくは提出の要求又は提出された物件の留置き」に改め、同表注中「森林係長」の下に「又は林業政策係長」を加える。

別表第十の十三の項中「児童福祉・青少年課」を「児童福祉課」に改め、同表五十八の項中「及び軽自動車税環境性能割徴収金」を「軽自動車税環境性能割徴収金及び森林環境税徴収金」に改め、同項を同表六十二の項とし、同表五十二の項から五十七の項までを同表五十六の項から六十一の項までとし、同表五十一の項中「並びに特別法人事業税徴収金」を「特別法人事業税徴収金並びに森林環境税徴収金」に改め、同項を同表五十五の項とし、同表四十八の項から五十の項までを同表五十二の項から五十四の項までとし、同表四十七の項中「並びに軽自動車税環境性能割」を「軽自動車税環境性能割」に改め、「軽自動車税環境性能割徴収金」という。))の下に「並びに森林環境税徴収金」を加え、同項を同表五十一の項とし、同表四十六の項を同表五十の項とし、同表四十五の項中「及び特別法人事業税徴収金」を「特別法人事業税徴収金及び森林環境税徴収金」に改め、同項を同表四十九の項とし、同表四十四の項を同表四十八の項とし、同表四十三の項を同表四十七の項とし、同表四十二の項中「並びに特別法人事業税徴収金」を「特別法人事業税徴収金並びに森林環境税徴収金」に改め、同項を同表四十六の項とし、同表三十九の項から四十一の項までを

同表四十三の項から四十五の項までとし、同表三十八の項中「並びに特別法人事業税」を「特別法人事業税」に改め、「特別法人事業税徴収金」という。の下に「並びに森林環境税及び森林環境税に係る徴収金(以下この表において「森林環境税徴収金」という。)」を加え、同項を同表四十二の項とし、同表二十八の項から三十七の項までを同表三十二の項から四十一の項までとし、同表二十七の項の次に次のように加える。

二十八	キャッシュユレス決済によるGINGHAM(群馬県庁舎三十一階マルシェ&キッチン)の使用料の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納員
二十九	キャッシュユレス決済による昭和庁舎の使用料の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納員
三十	キャッシュユレス決済による群馬会館の使用料の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納員
三十一	群馬県旅券法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第二十号)第二条第一項に規定する手数料の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納員

別表第十一の三の項中「デジタルトランスフォーメーション戦略課」を「デジタルトランスフォーメーション課」に改め、同表中三十六の項を四十の項とし、二十五の項から三十五の項までを二十九の項から三十九の項までとし、同表二十四の項中「畜産課」を「農政課」に改め、同項を同表二十八の項とし、同表中二十三の項を二十七の項とし、十九の項から二十二の項までを二十三の項から二十六の項までとし、十八の項を十九の項とし、同項の次に次のように加える。

二十	群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金返還金の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納員	医務課の分任出納員
二十一	民生費負担金の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納	保健福祉事務所の出納員	保健福祉事務所の分任出納員
二十二	母子福祉資金貸付金償還金、父子福祉資金貸付金償還金、若しくは寡婦福祉資金貸付金償還金の滞納者に対して戸別訪問した場合又は別に定める未収金債権について徴収の事務の委託を受けた者が徴収した場合における当該未収金の収納(特に児童福祉課で行う必要があるものを除く。)	保健福祉事務所の出納員	保健福祉事務所の分任出納員

別表第十一の十六の項及び十七の項を削り、同表十五の項中「児童福祉・青少年課」を「児童福祉課」に改め、同項を同表十八の項とし、同表十四の項中「児童福祉・青少年課」を「児童福祉課」に改め、同項を同表十七の項とし、同表十三の項を削り、同表十二の項を同表十六の項とし、同表七の項から十一の項までを同表十一の項から十五の項までとし、同表六の項中「特別法人事業税徴収金」という。の下に「森林環境税及び森林環境税に係る徴収金(以下この項において「森林環境税徴収金」という。)」を加え、「及び特別法人事業税徴収金」を「特別法人事業税徴収金及び森林環境税徴収金」に改め、同項を同表十の項とし、同表五の項を同表九の項とし、同表四の項を同表六の項とし、同項の次に次のように加える。

七	キャッシュユレス決済による昭和庁舎の使用料の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納員	財産有効活用課の分任出納員
八	キャッシュユレス決済による群馬会館の使用料の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納員	財産有効活用課の分任出納員

別表第十一の三の項の次に次のように加える。

四	キャッシュユレス決済によるGINGHAM(群馬県庁舎三十一階マルシェ&キッチン)の使用料の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納員	デジタルトランスフォーメーション課の分任出納員
五	群馬県旅券法関係手数料条例第二条第一項に規定する手数料の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納員	地域外交課の分任出納員

附則
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
